

令和 7 (2025) 年度第 2 回みよし市行政改革推進委員会 次第

と き 令和 7 (2025) 年 10 月 27 日 (月)

午後 2 時から

ところ 市役所 6 階 601・602 会議室

1 議 題

第 8 次みよし市行政改革大綱の素案について

2 連絡事項

第 8 次みよし市行政改革アクションプランの取りまとめについて

第 8 次みよし市行政改革大綱の素案について

1 第 8 次みよし市行政改革大綱の構成



第 1 章：策定の背景

- －(1) これまでの行政改革
- －(2) 第 7 次みよし市行政改革の成果
- －(3) 更なる改革の必要性

第 2 章：行政改革の基本方針

- －(1) 計画期間
- －(2) 基本方針
- －(3) 改革の視点
- －(4) 重点項目

第 3 章：推進体制と進行管理

- －(1) 推進体制
- －(2) 進行管理

2 第 1 章：策定の背景

(1) これまでの行政改革

市民に最も身近な基礎自治体として社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、継続的に行政改革大綱の見直しを行い、全庁をあげて積極的に改革に取り組んできた。

(2) 第 7 次みよし市行政改革の成果

●第 7 次みよし市行政改革の効果額						
年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
効果額	18,744	24,772	99,680	121,121	R8 年度 取りまとめ	264,317

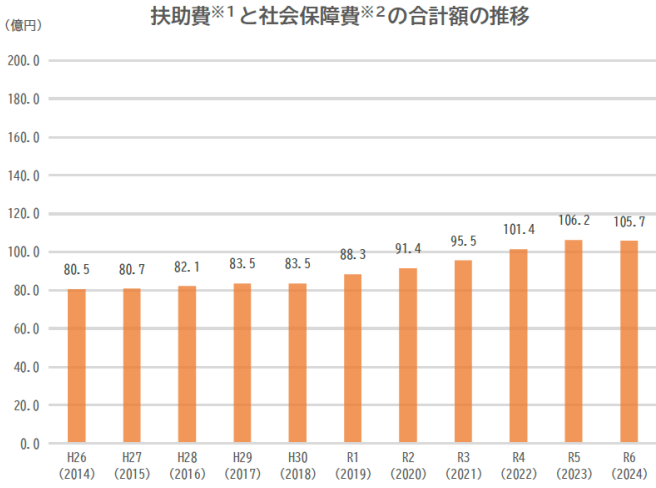
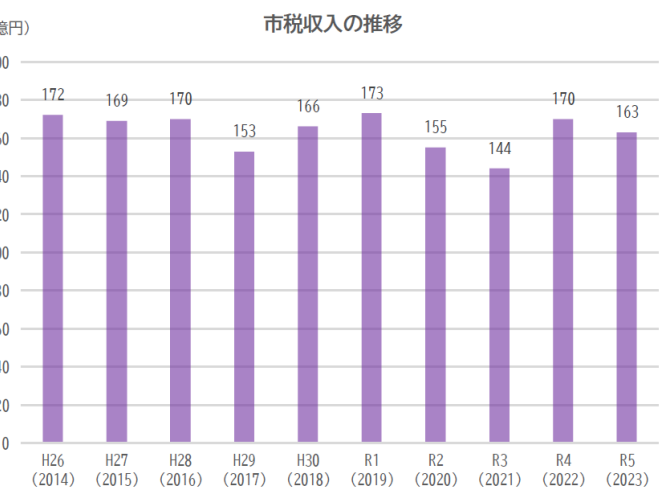
●みよし市の行政改革大綱の策定状況		
策定時期	名称	計画期間
昭和 60(1985)年 10 月	三好町行政改革大綱	昭和 60(1985)年度 ～ 昭和 62(1987)年度
平成 8 (1996)年 3 月	第 2 次三好町行政改革大綱	平成 8 (1996)年度 ～ 平成 12(2000)年度
平成 13(2001)年 3 月	第 3 次行政改革大綱	平成 13(2001)年度 ～ 平成 17(2005)年度
平成 18(2006)年 3 月	第 4 次行政改革大綱 (三好町行政改革戦略プラン)	平成 18(2006)年度 ～ 平成 22(2010)年度
平成 23(2011)年 3 月	第 5 次行政改革大綱	平成 23(2011)年度 ～ 平成 27(2015)年度
平成 28(2016)年 2 月	第 6 次みよし市行政改革大綱	平成 28(2016)年度 ～ 令和 2 (2020)年度
令和 3 (2021)年 3 月	第 7 次みよし市行政改革大綱	令和 3 (2021)年度 ～ 令和 7 (2025)年度

＜主な実績（抜粋）＞

- ◆開庁時間の見直し（R6年度）
- ◆電子契約サービス導入（R6年度）
- ◆文書管理システム導入（R7年度）
- ◆受益者負担の適正化（R5年度）
- ◆補助金等の見直し（R4年度）

(3) 更なる改革の必要性

本市の主な財源のひとつである法人市民税は、世界情勢や為替変動等の影響を受けるなど、歳入の確保が一層厳しい状況の中、高齢化の進展等の影響による扶助費や社会保障費などの義務的経費の増加が見込まれる。将来を見通した持続可能な行財政運営を行うため、様々な手法による自主的な行政改革に取り組む必要がある。



3 第 2 章：行政改革の基本方針

(1) 計画期間 令和 8 (2026)年度から令和12(2030)年度までの 5 年間

(2) 基本方針 あらゆる環境変化に対応できる持続可能な行財政基盤を確立するため、社会情勢の変化に即した質の高い行政サービスを提供するとともに、市が目指す将来像の実現に向けて行政改革を進める。

(3) 改革の視点 **持続可能な行財政運営**

行政改革の根幹は「安定した行財政運営」であり、社会情勢の変化による影響に適応し、継続して「持続可能な行財政運営」が求められる。

右の 4 つの視点を持って、社会情勢の変化に対するアップデートを行い、事業の効率化や事務事業の見直しを実施するとともに、効果的、効率的に持続可能な行財政運営を推進する。

(4) 重点項目

重点項目

1 デジタルを活用した便利で効率的な行政運営

将来的な人口減少社会を見据え、デジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化を進めるとともに、限られた経営資源での行政サービスの向上を目指します。また、継続的に事務事業の見直しと改善を行うことで、社会情勢の変化への迅速な対応を目指します。

2 将来を見据えた財政基盤の構築

将来を見据えた安定的な財源の確保や歳出の見直しを実施し、未来につなげる持続可能な財政基盤の確立を進めます。
また、市有財産の適正な管理や経営戦略に基づき、公営企業及び特別会計の経営の健全化を目指します。

3 多様な人や組織との連携の推進

市民や NPO 団体といった様々な主体との連携により、日々変化する地域課題の解決を図るとともに、専門知識を有する大学などとの連携や民間活力の活用により、質の高い行政サービスの提供を目指します。

4 機能的な組織づくりと人材の強化

行政課題や市民ニーズに的確に対応できるよう弾力的で機能的な行政組織の構築を図ります。
また、持続可能な行財政運営に不可欠な優れた人材の確保や人材育成の強化を図るとともに、多様で柔軟な働き方の推進による職員の Well-being を実現することで生産性の高い組織を目指します。

※Well-being：身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること

4 第 3 章：推進体制と進行管理

(1) 推進体制

「みよし市行政改革推進本部」を中心に、全庁的な体制で取り組むとともに、「みよし市行政改革推進委員会」に報告し、意見を聞きながら推進する。

(2) 進行管理

大綱に基づいた具体的な取組内容や成果指標などを定めた「みよし市行政改革アクションプラン」を策定する。

＜4 つの視点＞

①更なる事務事業の効率化

- ✓ デジタル技術の進展を取り入れ、効率化を一層進める。

②安定した財政基盤の構築の継続・推進

- ✓ 自主財源の確保や歳出の見直しに取り組む。

③積極的な多様な主体との連携

- ✓ 多様な人・組織との連携を推進するとともに、民間活力（資金・ノウハウ・アイデア）の導入・活用を目指す。

④職員の能力を更に発揮できる組織づくり

- ✓ 柔軟で機動的な組織づくりを進めるとともに、職員の意識改革・優れた人材の確保・育成に取り組む。

推進項目

✓ デジタル技術を活用した行政サービスの向上

✓ 事務事業の見直しと改善

✓ 自主財源の確保

✓ 補助金等の見直しと受益者負担の適正化

✓ 市有財産の適正な管理運用

✓ 公営企業及び特別会計の健全な運営

✓ 市民との協働の推進

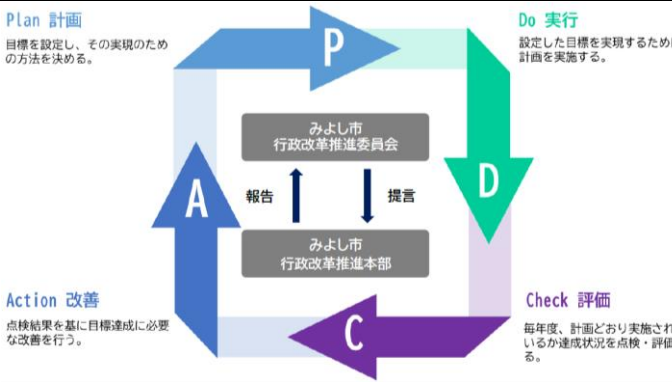
✓ 企業・大学・関係市町との連携の推進

✓ 民間活力の導入・活用

✓ 機能的な行政組織の構築・人事配置

✓ 組織力向上につながる人材の確保と育成

✓ 多様で弾力的な働き方の推進





第8次みよし市行政改革大綱

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



令和8(2026)年3月
みよし市

目次

第1章 策定の背景

- 1 これまでの行政改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 第7次みよし市行政改革の成果・・・・・・・・・・ P 1
- 3 更なる改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

第2章 行政改革の基本方針

- 1 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 改革の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

第3章 推進体制と進行管理

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

第1章 策定の背景

1 これまでの行政改革

本市における行政改革は、昭和 57(1982)年 1 月に設置した「行政問題検討会議」による取組から始まり、昭和 60(1985)年 10 月には、「行政改革推進本部」及び「行政改革推進委員会」を設置し、事務事業の見直しなど 7 項目を柱とした「三好町行政改革大綱」を策定しました。

そして、平成 8 (1996)年 3 月には、バブル経済の崩壊など社会経済状況の急激な変化を背景として、更なる改革を進めるため、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上などを重点項目とした「第 2 次三好町行政改革大綱」を策定しました。

その後も、市民に最も身近な基礎自治体として社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、継続的に行政改革大綱の見直しを行い、全庁をあげて積極的に改革に取り組んできました。

●みよし市の行政改革大綱の策定状況

策定時期	名称	計画期間
昭和 60(1985)年 10 月	三好町行政改革大綱	昭和 60(1985)年度 ～ 昭和 62(1987)年度
平成 8 (1996)年 3 月	第 2 次三好町行政改革大綱	平成 8 (1996)年度 ～ 平成 12(2000)年度
平成 13(2001)年 3 月	第 3 次行政改革大綱	平成 13(2001)年度 ～ 平成 17(2005)年度
平成 18(2006)年 3 月	第 4 次行政改革大綱 (三好町行政改革戦略プラン)	平成 18(2006)年度 ～ 平成 22(2010)年度
平成 23(2011)年 3 月	第 5 次行政改革大綱	平成 23(2011)年度 ～ 平成 27(2015)年度
平成 28(2016)年 2 月	第 6 次みよし市行政改革大綱	平成 28(2016)年度 ～ 令和 2 (2020)年度
令和 3 (2021)年 3 月	第 7 次みよし市行政改革大綱	令和 3 (2021)年度 ～ 令和 7 (2025)年度

2 第 7 次みよし市行政改革の成果

第 7 次みよし市行政改革大綱に基づく令和 3 (2021)年度から令和 7 (2025)年度までの計画期間において、「1 効率的で満足度の高い行政運営をするまちをつくろう」、「2 次代へつなぐ財政運営をするまちをつくろう」、「3 多様な主体との連携を推進するまちをつくろう」、「4 将来に向けた組織力の強いまちをつくろう」を重点項目として取り組んできました。

令和 3 (2021)年度から令和 6 (2024)年度までの効果額及び主な取組項目の実績について、次のとおりまとめました。

●第7次みよし市行政改革の効果額

(単位：千円)

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
効果額	18,744	24,772	99,680	121,121	R8 年度 取りまとめ	264,317

●第7次みよし市行政改革取組項目（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度分）の主な実績

取組項目	実績
開庁時間の見直し	令和6（2024）年5月から市役所本庁舎の窓口等の対応を「午前9時から午後5時まで（45分短縮）」に見直し
行政評価システムの推進	効果額 34,425 千円
行政手続の簡素化	令和6（2024）年12月から電子契約サービス導入 令和7（2025）年4月から文書管理システム導入
電子図書館サービスの導入	令和3（2021）年11月から運用開始
広告収入の確保	効果額 21,600 千円（ネーミングライツ含む。）
ふるさと納税の拡充	効果額 182,100 千円
受益者負担の適正化	令和5（2023）年度実施（201件中、「料金の増加」が46件、「料金の減少」が31件）
補助金等の見直し	令和4（2022）年度実施（148件中、「補助率（額）・限度額の見直し」が16件、「他の事業との整理・統合」が6件、「廃止・完了」が6件）
公共施設等の総合的かつ計画的な管理	令和7（2025）年度に公共施設等総合管理計画を改定
病院経営強化プランの推進	令和4（2022）年度に市民病院経営強化プラン2023に基づく取組み実施
地域包括支援センターの民間委託の推進	令和4（2022）年度に開所したおかよし地域包括支援センターの運営を社会福祉法人に委託
柔軟で機動的な組織の見直し検討	令和5（2023）年度から機構改革による新たな組織体制を構築

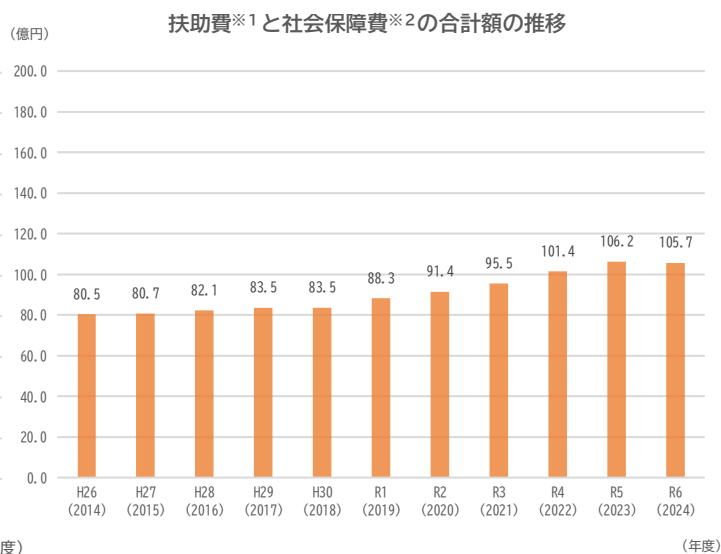
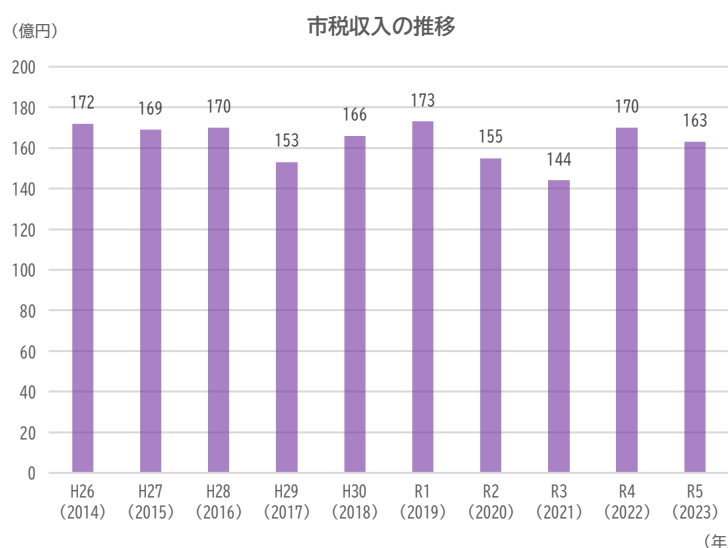
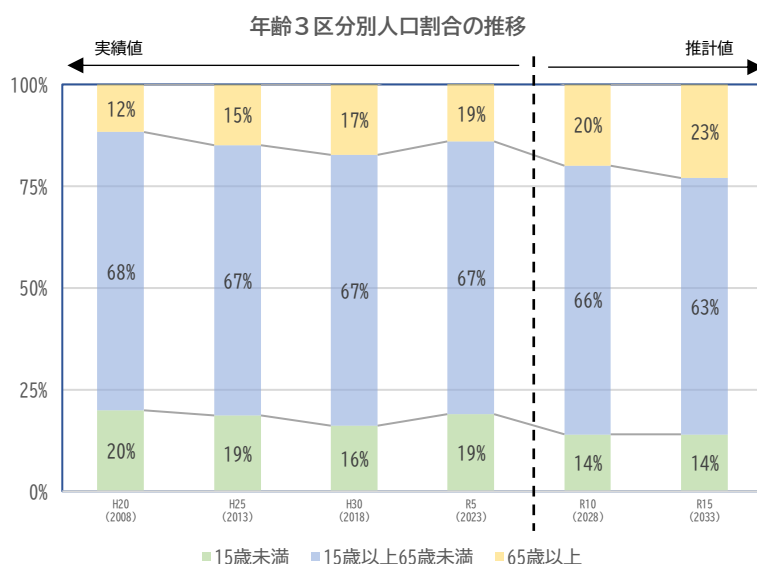
3 更なる改革の必要性

本市の主な財源のひとつである法人市民税は、世界情勢や為替変動等の影響を受けるとともに、その後の先行きも不透明なことから、歳入の確保は一層厳しい状況にあります。

このような状況のもと、高齢化の進展等の影響による扶助費^(※1)や社会保障費^(※2)などの義務的経費の増加や物価上昇など、事業継続に係る全ての費用が増加する見込みとなっています。

また、社会全体でのSDGs、DX（デジタル・トランスフォーメーション）及びGX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進並びに人口減少社会への対応など、今後新たな時代の局面を迎えるに当たり、行政は限られた経営資源の中で、市民ニーズに沿った満足度の高い行政サービスを提供することが求められます。

多種多様な課題が山積する昨今、将来を見通した持続可能な行財政運営を行うため、日々の業務改善はもとより、様々な手法による自主的な行政改革に取り組む必要があります。



市税：市民税（個人・法人）、固定資産税（土地、家屋、償却資産）、
軽自動車税、市たばこ税、都市計画税の合計額

※1 扶助費とは、社会保障制度の一環として、高齢者、児童の保護者、生活困窮者、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費

※2 社会保障費とは、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計における給付費（人件費や事務費等を除く。）等の合計額

第2章 行政改革の基本方針

1 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

2 基本方針

第8次みよし市行政改革大綱では、第7次みよし市行政改革大綱における取組の検証を踏まえ、あらゆる環境変化に対応できる持続可能な行財政基盤を確立するため、社会情勢の変化に即した質の高い行政サービスを提供するとともに、市が目指す将来像の実現に向けて、行政改革を進めます。

3 改革の視点

基本方針に基づき、次の視点により改革を進めます。

持続可能な行財政運営

行政改革の根幹は「安定した行財政運営」であり、社会情勢の変化による影響に適応し、継続して「持続可能な行財政運営」が求められます。

第8次みよし市行政改革大綱においては、次に掲げる4つの視点を持って、社会情勢の変化に対するアップデートを行い、事業の効率化や事務事業の見直しを実施するとともに、効果的、効率的に持続可能な行財政運営を推進します。

①更なる事務事業の効率化

- ✓ デジタル技術の進展を取り入れ、効率化を一層進める。

②安定した財政基盤の構築の継続・推進

- ✓ 自主財源の確保や歳出の見直しに取り組む。

③積極的な多様な主体との連携

- ✓ 多様な人・組織との連携を推進するとともに、民間活力（資金・ノウハウ・アイデア）の導入・活用を目指す。

④職員の能力を更に発揮できる組織づくり

- ✓ 柔軟で機動的な組織づくりを進めるとともに、職員の意識改革・優れた人材の確保・育成に取り組む。

4 重点項目

改革の推進に当たっては、前述の基本方針や改革の視点に立ち、次の4つを重点項目として取り組みます。

重点項目	推進項目
1 デジタルを活用した便利で効率的な行政運営 将来的な人口減少社会を見据え、デジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化を進めるとともに、限られた経営資源での行政サービスの向上を目指します。また、継続的に事務事業の見直しと改善を行うことで、社会情勢の変化への迅速な対応を目指します。	✓ デジタル技術を活用した行政サービスの向上 ✓ 事務事業の見直しと改善
2 将来を見据えた財政基盤の構築 将来を見据えた安定的な財源の確保や歳出の見直しを実施し、未来につなげる持続可能な財政基盤の確立を進めます。 また、市有財産の適正な管理や経営戦略に基づき、公営企業及び特別会計の経営の健全化を目指します。	✓ 自主財源の確保 ✓ 補助金等の見直しと受益者負担の適正化 ✓ 市有財産の適正な管理運用 ✓ 公営企業及び特別会計の健全な運営
3 多様な人や組織との連携の推進 市民やNPO団体といった様々な主体との連携により、日々変化する地域課題の解決を図るとともに、専門知識を有する大学などとの連携や民間活力の活用により、質の高い行政サービスの提供を目指します。	✓ 市民との協働の推進 ✓ 企業・大学・関係市町との連携の推進 ✓ 民間活力の導入・活用
4 機能的な組織づくりと人材の強化 行政課題や市民ニーズに的確に対応できるよう弾力的で機能的な行政組織の構築を図ります。 また、持続可能な行財政運営に不可欠な優れた人材の確保や人材育成の強化を図るとともに、多様で柔軟な働き方の推進による職員のWell-beingを実現することで生産性の高い組織を目指します。 ※Well-being：身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること	✓ 機能的な行政組織の構築・人事配置 ✓ 組織力向上につながる人材の確保と育成 ✓ 多様で弾力的な働き方の推進

第3章 推進体制と進行管理

1 推進体制

第8次みよし市行政改革大綱を着実に推進するため、副市長を本部長とする「みよし市行政改革推進本部」を中心に、全庁的な体制で取り組みます。

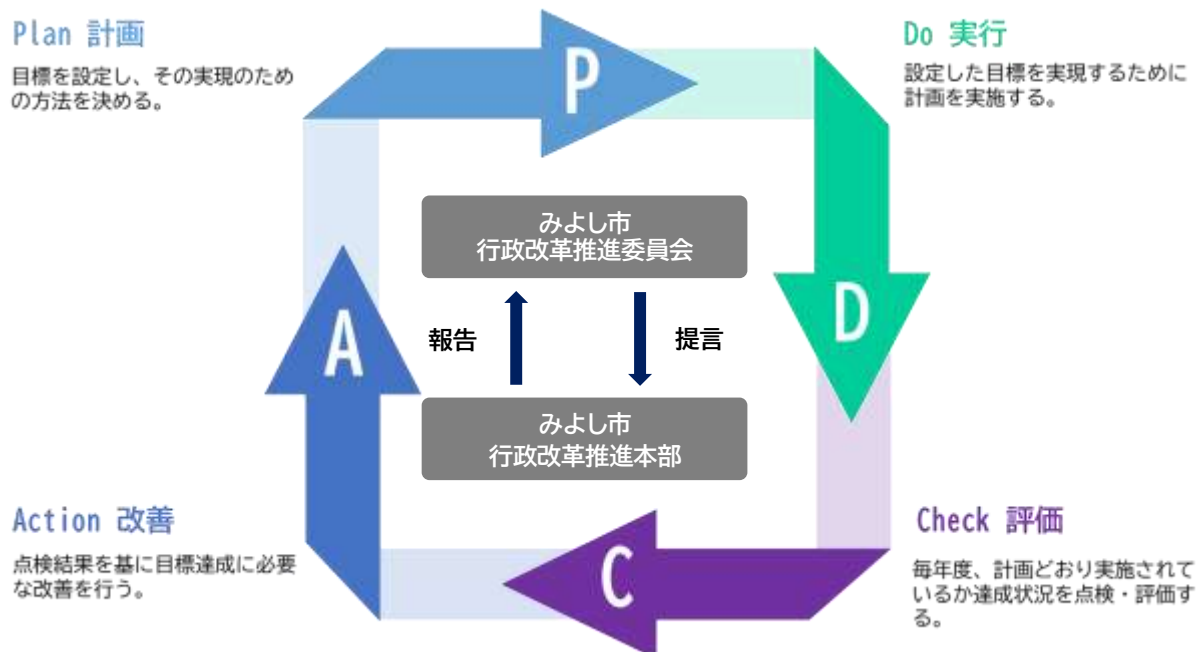
また、進行管理や結果については、有識者等で構成する「みよし市行政改革推進委員会」に報告し、意見を聞きながら推進します

2 進行管理

行政改革を効果的、効率的に推進するために、第8次みよし市行政改革大綱に基づいて、具体的な取組内容や成果指標、実施年度などを定めた、「みよし市行政改革アクションプラン」を策定します。

第8次みよし市行政改革大綱及び行政改革アクションプランの進行管理は、「みよし市行政改革推進本部」で行い、外部有識者で構成する「みよし市行政改革推進委員会」に報告し提言等を受けるものとします。

また、毎年度の取組状況を市民に公表し、幅広く意見をいただきながら取組を進めます。





第8次みよし市行政改革大綱

令和8(2026)年3月

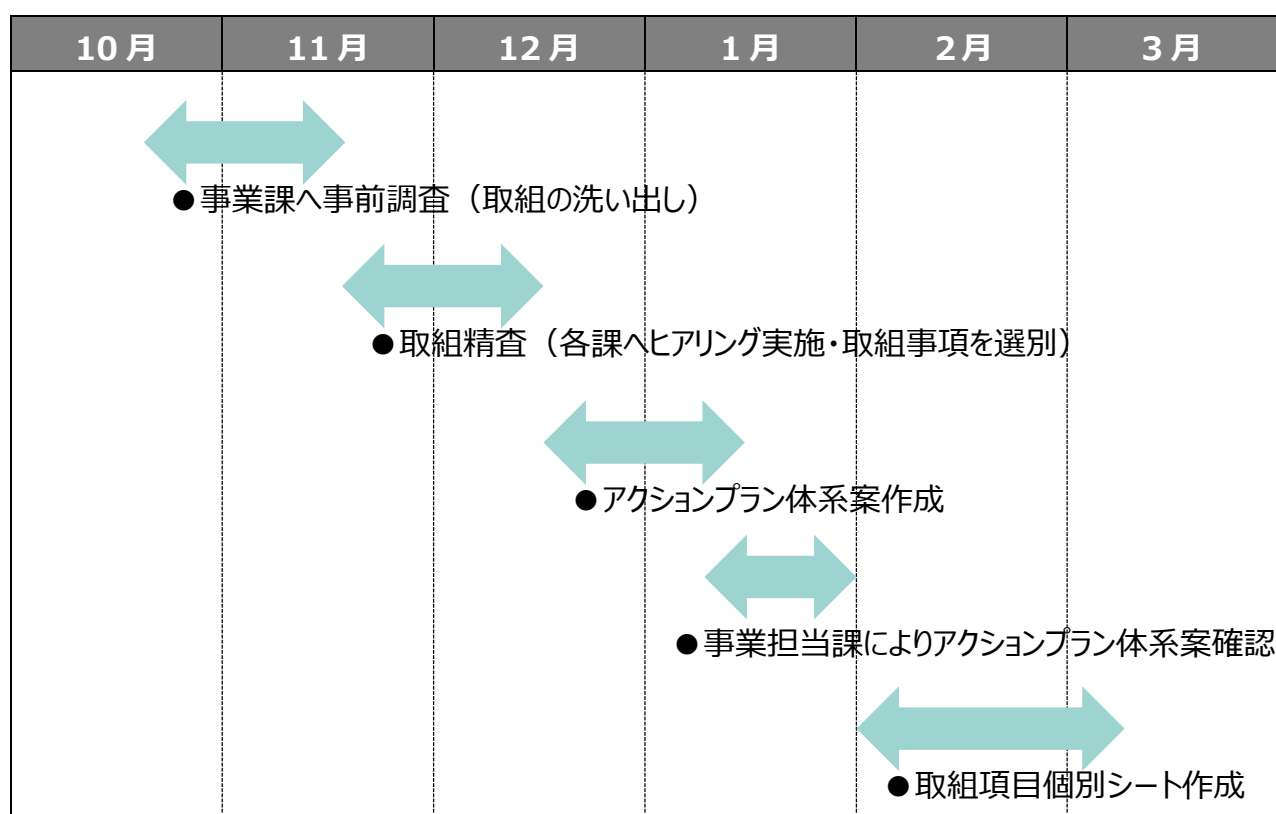
第8次みよし市行政改革アクションプランの策定スケジュールについて

1 第8次みよし市行政改革アクションプランの取りまとめ

本日の「第2回みよし市行政改革推進委員会」終了後、第8次みよし市行政改革大綱の推進項目等に沿って、各課に対して取組の調査を行います。

- － 第7次行政改革アクションプランから引き続き取り組む必要のあるもの
(継続の必要性、目標未達などの観点)
- － 引き続き取り組む必要があり、目標の見直しが必要なもの
(関連計画との整合、対象範囲の見直しなどの観点)
- － 新たに取り組むべき必要のあるもの
(市民ニーズの高さ、社会情勢の変化への適応などの観点)

2 取りまとめに関するスケジュール



3 第8次みよし市行政改革アクションプランの策定期期

上記のスケジュールにより取りまとめた第8次みよし市行政改革アクションプランについて、令和8年度に行政改革推進委員会にて審議いただき、策定します。